平成２２年（フ）第１８４４号
京都府向日市物集女町中条９番地　アルカサール向陽207号
破産者　笠井　盛男
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
兵庫県尼崎市蓬川町８番地飛鳥グランドパレス307号
破産者　尾代真由美
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７号
神戸市西区学園西町７丁目３番地716―403号
破産者　衣川　清美
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５９６号
大分市高尾台２丁目13番８号
破産者　高田　光秀
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１９号
宮崎県都城市早水町15号８番地　早水グリーンコーポ102号、前住所宮崎県都城市平江町45号５番地　一晴マンション303号
破産者　中村　和秀
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３２５号
埼玉県熊谷市玉井1453番地３
破産者　中島　美幸
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１２号
長野県佐久市中込2346番地２　新町ハイツ302
破産者　田嶋　幸一
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１９７７号
埼玉県和光市本町２番18号　ピュアパークヒルズ402
破産者　畠山　　満
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５１号
岐阜県高山市石浦町３丁目587番地　コーポあわらＢ101、破産手続開始時の住所岐阜県高山市神明町１丁目15番地２
破産者　古拙料理さわ山こと　澤山　　昇
法定代理人成年後見人　島　　未里
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
岐阜県下呂市萩原町桜洞1557番地６
破産者　今井　寿功
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
滋賀県蒲生郡日野町大字村井1389番地
破産者　前田　輝子
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１７１９号
京都市右京区山ノ内苗町39番地２
破産者　マツモト酒店こと　松本　恒夫
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９２１号
大阪府枚方市招提大谷２丁目46番28号、開始決定時の住所大阪府枚方市高野道１丁目13番４号
破産者　清瀬　博文
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８８７号
大阪市中央区玉造２丁目28番16号グランドムール清水谷603号、開始決定時の住所大阪市浪速区元町３丁目２番４号
破産者　波戸　明次
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８３１号
大阪府枚方市北中振３丁目45番１号
破産者　松川　泰男
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１１１号
大阪市生野区巽北２―６―22　ゴットフィールドⅡ1002号室、住民票上の住所大阪市生野区中川西２丁目21番６号
破産者　岩本　志美
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２６１号
大阪府八尾市末広町２丁目８番10号
破産者　池島　信一
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部